

公認心理師法案要綱骨子（案）

第一 総則

一 目的

この法律は、公認心理師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって国民の心の健康の確保に寄与することを目的とすること。

二 定義

この法律において「公認心理師」とは、第二の二1の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいうこと。

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- ② 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、及び助言、指導その他の援助を行うこと。
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、及び助言、指導その他の援助を行うこと。
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

三 欠格事由

次のいずれかに該当する者は、公認心理師となることができない。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ③ この法律の規定その他保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ④ 第三の二1②又は2により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

第二 試験

一 資格

公認心理師試験（以下「試験」という。）に合格した者は、公認心理師となる資格を有すること。

二 試験

- 1 試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が行うこと。
- 2 【試験の無効等】
- 3 【受験手数料】

三 受験資格

試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができないこと。

- ① 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）及び大学院を卒業した者で、その課程において主務大臣の指定する心理学等に関する科目を修めたもの
- ② 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において主務大臣の指定する心理学等に関する科目を修めて卒業し、かつ、第一の二①から④までに掲げる行為に関わる施設であって主務省令で定めるものにおいて主務省令で定める期間以上の実務の経験を有する者
- ③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

四 指定試験機関

1 指定

主務大臣は、主務省令で定めるところにより、その指定する者に試験の実施に関する事務を行わせることができること。

- 2 【役員の選任及び解任】
- 3 【事業計画の認可等】
- 4 【試験事務規程】
- 5 【試験委員】
- 6 【秘密保持義務等】
- 7 【帳簿の備付け等】
- 8 【監督命令・報告・立入検査】
- 9 【試験事務の休廃止】
- 10 【指定の取消し等】
- 11 【指定等の条件】
- 12 【指定試験機関がした処分等に係る不服申立て】
- 13 【主務大臣による試験事務の実施等】
- 14 【公示】
- 15 【試験の細目等に関する主務省令への委任】

第三 登録

一 登録

- 1 公認心理師となる資格を有する者が公認心理師となるには、公認心理師登録簿に、氏名その他主務省令で定める事項の登録を受けなければならないこと。
- 2 【登録簿】
- 3 【登録証】
- 4 【登録事項の変更の届出】
- 5 【登録の消除】
- 6 【登録変更等の手数料】

二 登録の取消し

- 1 主務大臣は、公認心理師が次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
 - ① 第一の三（④を除く。）のいずれかに該当するに至った場合
 - ② 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
- 2 主務大臣は、公認心理師が第四の一 1、2 又は 3 ② に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて公認心理師の名称の使用の停止を命ずることができること。

三 指定登録機関

1 指定

主務大臣は、主務省令で定めるところにより、その指定する者に公認心理師の登録の実施に関する事務を行わせることができること。

- 2 【役員の選任及び解任】
- 3 【事業計画の認可等】
- 4 【登録事務規程】
- 5 【秘密保持義務等】
- 6 【帳簿の備付け等】
- 7 【監督命令・報告・立入検査】
- 8 【試験事務の休廃止】
- 9 【指定の取消し等】
- 10 【指定等の条件】
- 11 【指定試験機関がした処分等に係る不服申立て】
- 12 【主務大臣による試験事務の実施等】
- 13 【公示】
- 14 【主務省令への委任】

第四 義務等

一 義務

1 信用失墜行為の禁止

公認心理師は、公認心理師の信用を傷つけるような行為をしてはならないこと。

2 秘密保持義務

公認心理師は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。公認心理師でなくなった後においても、同様とすること。

3 関係者との連携等

- ① 公認心理師は、その業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たなければならないこと。
- ② 公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならないこと。

4 資質向上の責務

公認心理師は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならないこと。

二 名称の使用制限

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならないこと。

【P】三 主務大臣及び主務省令等

- 1 この法律において、主務大臣は文部科学大臣及び厚生労働大臣とし、主務省令は文部科学省令・厚生労働省令とすること。
- 2 【権限の委任】

第五 罰則

秘密保持義務違反、名称の使用制限違反等について所要の罰則を設けること。

第六 その他

一 施行期日

この法律は、平成〇年〇月〇日から施行すること。（一部のものは別途）

二 経過措置

既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の経過措置を設けること。